

14.9.2
第 / 号

猶習め度り候に付奉に内放念消下及又内無き意から未解決即ち心を見込に候間
迄了承の上不意内恩賜はり及内花より以候得貴意申候列し致具
迄御所會並に青年同義位に於かれし内因情の上一言存らぬ内表成を賜はり
候こと伴減に想猶且感激の至りに内聲候皆極に上層内努心を續えりこと、
難有く奉存居候

大正十四年八月十九日

東京市神田区三ツ目百十八番地

東京製本株式会社

取締役社長 荻野徳次

外一同

取

勞務第一〇九二號

大正十四年八月廿七日

警視總監 太田政弘

内務大臣若槻禮次郎殿
社會局長官長岡隆一郎殿
京都大阪神奈川愛知
兵庫靜岡各府縣長官殿
地方裁判所檢事正殿

東京製本株式会社勞働爭議ニ関スル件(第一號)
首題勞働爭議ニ関シ去ル廿日勞資會見ノ旨復職問題ニ

2